

平成28年労第58号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償年金の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、監督署長から遺族補償年金及び葬祭料の支給決定を受けている者である。監督署長が、労災保険法第8条の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（以下「スライド率」という。）の改定により、平成〇年〇月〇日付けで、年金給付基礎日額を変更する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人は、本件処分の年金給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした、平成〇年〇月〇日付けの遺族補償年金についての変更決定処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 判断の要件

労災保険法における年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる年金給付基礎日額については、労災保険法第8条の3において定められており、同条第2項において同法第8条の2第2項から第4項の規定を準用することとされており、要旨、次のとおりである。

- (1) 算定事由発生日（負傷の原因である事故が発生した日等）の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の7月以前の分として支給する年金たる保険給付については、労災保険法第8条の規定により算定した給付基礎日額（原則として労働基準法の規定による平均賃金に相当する額）を年金給付基礎日額とする。
- (2) 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以降の分として支給する年金たる保険給付については、労災保険法第8条の規定により算定した給付基礎日額に、スライド率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。
- (3) 上記（2）のスライド率は、厚生労働大臣が告示しているところによる。

2 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の判断

請求人は、請求人の遺族補償年金について、平成〇年〇月〇日付けで変更された給付基礎日額を不服としているものであるが、これは、監督署長が、遺族補償年金の支給に関して、前記労災保険法の規定に基づく告示327号により定められたスライド率に基づき給付額を計算した結果によるものであり、監督署長の処分に誤りはない。

なお、再審査請求の趣旨が再審査請求代理人作成の意見書のとおりであるとするならば、監督署長がした遺族補償給付に係る給付基礎日額の決定は既に確定しており、審査請求の期間を経過してなされた再審査請求に対して、当審査会も同年〇月〇日付けで却下したところである。

- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償年金の支給に関する変更決定処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。